平成３０年（フ）第６４号
滋賀県栗東市高野293番地11
債務者　冨迫　文男
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７５号
大津市大石東４丁目15番４号
債務者　寺地　智子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７６号
大津市大萱１丁目５番21号　エーワンハイツ303号
債務者　伊賀並敏彦
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５３号
兵庫県姫路市玉手１丁目185番地　サンライフ玉手101号
債務者　仲川未尚子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第９１号
兵庫県姫路市大津区真砂町１番地１
債務者　森本　貴宏
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第９９号
兵庫県姫路市大津区西土井242番地３　エトワール204号
債務者　落合　友幸（旧姓澤畑）
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１０４号
兵庫県姫路市広畑区才885番地１　県営姫路家中高層住宅312号
債務者　平松　正光
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１０５号
兵庫県姫路市広畑区才885番地１　県営姫路家中高層住宅312号
債務者　平松　道代
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１１４号
兵庫県加古川市新神野２丁目19番４―407号
債務者　重田　信行
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第５号
島根県益田市喜阿弥町イ1569番地28
債務者　竹本　信男
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
松江地方裁判所益田支部

平成３０年（フ）第４４号
広島県廿日市市宮内４丁目22番１―304号
債務者　井上　慶一
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６０号
広島市西区己斐上１丁目４番１号
債務者　梶山　　剛
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８５号
広島県安芸郡坂町坂東１丁目１番７―403号
債務者　西萬　直希
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１３３号
広島市安佐南区伴東４丁目13番50―201号
ＴＯＭＯハイムＡ
債務者　山脇　佳武
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２０２号
広島市西区横川町２丁目16番18―402号
債務者　三浦　　愛
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２号
山口県阿武郡阿武町大字奈古358番地
債務者　小野　武紀
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第１７８２号
福岡市城南区南片江５丁目９番５―202号
債務者　大久保朝子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部